

作成日：令和5年11月9日
作成者：TKCシステム開発研究所

令和5年分「扶養控除等申告書」の様式改正とシステムへの入力場所

【令和5年分「扶養控除等申告書」の変更箇所（赤枠部分）】

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与の支払者 (フリガナ) あなたの生年月日 年 月 日 扶養主の氏名 あなたの住所 配偶者の有無 有・無

扶 養 親 族 等 の 申 告 書 提出 (提出している場合は、この申告書に添付してください。)

16歳以上30歳未満又は70歳以上
留学
障害者
38万円以上の支払

A

16歳以上30歳未満又は70歳以上
留学
障害者
38万円以上の支払

B

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

C

寡婦又はひとり親

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第31条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

寡婦又はひとり親

【年末調整タブ「11 年調社員情報の入力(確認)」(※)での入力項目】

※あんしん給与の場合は「年調情報の入力」

A：控除対象扶養親族の「非居住者である親族」欄

B：「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄

「扶養親族」タブの「扶養親族（家族詳細）」画面で入力します。

※次ページの画面イメージ参照。

フリガナ		氏 名		住所又は居所	
ヤマダ チカ		山田 千里		東京都府中市浅間町 8 - 4 - 2 4	
続 柄		子		コーポアルカサル 501号	
生年月日		平成 3 年 9 月 8 日 (12月31日時点の年齢: 32歳)		☒ 社員本人と同じ ☒ 非居住者である親族に該当 解説 留学 A	
扶養区分		対象(主たる給与の扶養) (一般扶養親族)		生計を一にする事実(*1) 300,000 円	
同居老親区分		対象外		異動月日及び事由	
障害者区分		対象外		備考 解説 年 月 日 (死亡日を入力)	
見積所得		0 円		職業	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族 解説		☒ 該当 B 住民税用の入力		☒ 社会保険の被扶養者 ☒ 被扶養者 個人番号 未入力 確認(入力)	
(*1)「生計を一にする事実」欄には、当親族が非居住者である場合に、当親族へのその年の送金額を入力します。 <他の所得者の氏名等> (※当家族が「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」に該当する場合に入力)					
氏名		続柄		住所又は居所	

F1前項目 F2前個人 F3次個人 F4入力終了 F8 キャンセル

「住民税用の入力」画面

家族情報(退職手当等を有する配偶者・扶養親族情報の入力)	
<退職手当等を有する配偶者・扶養親族情報の入力>	
♥ 退職所得を有する場合、住民税に関しては退職所得を除いた見積額に基づき、障害者等が否かを判定することとされています。 ついては、退職所得を除く見積額に基づく区分を選択してください。	
【住民税に関する事項】	
非居住者である親族	☒ 非居住者である扶養親族に該当 解説 留学
退職所得を除く見積所得	0 円
障害者区分	対象外
♠ 当画面の入力内容は、扶養控除等申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄および給与支払報告書の「摘要」欄に反映します。	
OK キャンセル	

C：住民税に関する事項の「寡婦又はひとり親」欄

「本人控除・前職分」タブの「ひとり親等(住民税)」欄で入力します。

年調社員情報の入力(確認)

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

000 001000 山田 太郎 一覧 就労中

前社員 次社員 入力方法 TKCシステム006A

基本情報 本人控除・前職分 扶養親族 基・配・所控除 保険料等控除 その他控除等 摘要

【年調対象区分】 年調対象区分 14 年調の対象 種別 18 給与

♠「税表区分」が「甲欄」の場合のみ変更できます。 未成年者区分 20 対象外

【本人控除区分】 障害者区分 15 対象外 災害者 該当区分 21 対象外

ひとり親等区分 16 対象外 猶予税額 22

C ひとり親等(住民税) 00A 17 ひとり親 外国人区分 23 対象外

勤労学生区分 18 対象外 退職年月日 24 年 月 日

退職理由 25

【前職の会社名とその会社からの給与等】 前職が2か所以上の場合の入力方法006A

支払者 住所(居所)又は所在地 26

氏名又は名称 27

退職年月日 28 年 月 日

支払金額 29

源泉徴収税額 30

社会保険料等の金額 31 (内)

♥番号で選択してください。

F1前項目 F4入力終了 F6 7*切替 F107メニュー

【ご参考】令和5年分「扶養控除等申告書」の「非居住者である親族」欄に関するご注意 (令和5年分「扶養控除等申告書」裏面の2(6)をもとに記載)

- ①年齢が「16歳以上30歳未満又は70歳以上」の非居住者である親族は、「留学」「障害者」「38万円以上の支払」に該当する場合でも、「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けます。
- ②年齢が「30歳以上70歳未満」の非居住者である親族が、「留学」「障害者」「38万円以上の支払」のうちの複数の要件を満たす場合、いずれか1つにチェックを付けます。
- ③非居住者である親族について扶養控除の適用を受ける場合に提出すべき確認書類が改正されています。下記【ご参考】税制改正の内容の(1)②をご参照ください。

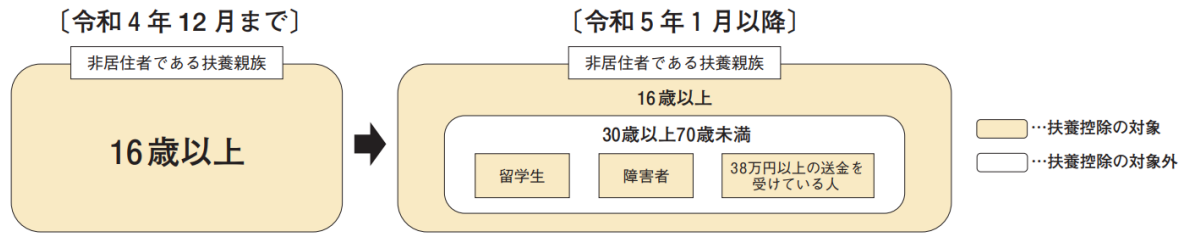
【ご参考】税制改正の内容（昨年分の年末調整でご案内した内容と同様です）

下記(1)(2)の改正に伴い、令和5年分「扶養控除等申告書」の様式が改正されました。（下記の図等は、国税庁HP「令和5年分 年末調整のしかた」から一部抜粋）

(1) 国外居住親族に係る扶養控除の見直し(所法2、194、195、203の6)への対応

- ①令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人とされました。
 - 1) 年齢16歳以上30歳未満の人
 - 2) 年齢70歳以上の人
 - 3) 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
 - a. 留学により非居住者となった者
 - b. 障害者
 - c. その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

【扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲】



②年末調整において、扶養控除の適用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記①に該当する場合には、次の表のとおり、その扶養親族に係る確認書類を、給与の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

【扶養控除に係る確認書類】

非居住者である扶養親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上 30歳未満又は 70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

③「給与所得の源泉徴収票」の「控除対象扶養親族」の「区分」欄には、非居住者に該当する場合、令和4年分までは「○」を記載することとされていましたが、令和5年分からは上記①の区分に応じた番号を記載することとされました。

なお、これは年の途中で退職者へ交付する「給与所得の源泉徴収票」においても同様です。

(2) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備(地法45の3の2、317の3の2、地規2の3の2)

退職手当等(源泉徴収されるものに限り、)の支払を受ける配偶者(※1)又は扶養親族(※2)について、氏名等を「扶養控除等申告書」(扶養親族等申告書)に記載することとされました。

(※1)給与所得者と生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限り、

(※2)令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下であるものに限り、

【ご参考】「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄等の追加の背景

扶養親族等の要件とされる合計所得金額には、所得税では退職所得を含めますが、住民税では含めないこととされています。このため、所得税では退職所得を含めて合計所得金額が48万円超となるため扶養親族に該当せず扶養控除を適用できない場合であっても、住民税では退職所得を含めずに計算すると合計所得金額が48万円以下となるため扶養親族に該当し扶養控除を適用できるということがありえます。

この場合に、住民税での扶養控除等の適用漏れを防止する観点から、令和5年分以後の「扶養控除等申告書」で従業員は給与支払者に申告し、給与支払者は給与支払報告書で市区町村に報告することとされました。

これに伴い、令和5年分「扶養控除等申告書」で「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄及び「寡婦又はひとり親」欄が追加されました。なお、これに伴い令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書の記載要領が改正されました。

以上